

# 鳥取県公報

平成15年6月30日(月)  
号外第95号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| <b>規 則</b> | 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則<br>(64)(子ども家庭課)..... | <b>3</b>  |
|            | 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(65)(福祉保健課).....                           | <b>13</b> |
|            | 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(66)(障害福祉課).....                     | <b>17</b> |
|            | 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(67)(畜産課).....                           | <b>22</b> |

——— 公布された規則のあらまし ———

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

**1** 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正

- (1) 配偶者のいない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、母子福祉資金貸付申請書に当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書を添付することとした。(第2条関係)
- (2) 母子福祉団体が母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、母子福祉資金貸付申請書に申請に係る事業に係る事業計画書を添付することとした。(第2条関係)
- (3) 寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、寡婦福祉資金貸付申請書に当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面を添付することとした。(第14条関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

**2** 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則の一部改正

- (1) 特例児童扶養資金の貸付金の償還の一部の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免除申請書に貸付金を償還すべき日(以下「償還日」という。)の属する年の前年(償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年)の所得を証する書面を添付して知事に提出することとした。(附則関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

**3** その他

次に掲げる規則について、母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県行政組織規則
- (2) 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
- (3) 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則
- (4) 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則

**4** この規則は、公布の日から施行することとした。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

## 1 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き下げることとした。(別表第1関係)

| 救 助 の 種 類                        |   |                                   | 支出することができる費用の限度額          |            |         |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|---------------------------|------------|---------|
|                                  |   |                                   | 改 正 後                     | 現 行        |         |
| 避難所の設置(100人1日当たり)                |   |                                   | 30,000円                   | 31,000円    |         |
| 応急仮設住宅の設置(1戸当たり)                 |   |                                   | 2,468,000円                | 2,498,000円 |         |
| 炊き出しその他による食品の給与の実施(1人1日当たり)      |   |                                   | 1,010円                    | 1,020円     |         |
| 被服、寝具<br>その他生活<br>必需品の給<br>与又は貸与 | 住家の全壊、全<br>焼又は流失によ<br>り被害を受けた<br>世帯に対して行<br>う場合   | 夏 季<br>(4月1日から<br>9月30日まで)        | 1人世帯                      | 17,300円    | 17,700円 |
|                                  |   |                                   | 2人世帯                      | 22,200円    | 22,700円 |
|                                  |   |                                   | 3人世帯                      | 32,800円    | 33,500円 |
|                                  |   |                                   | 4人世帯                      | 39,200円    | 40,100円 |
|                                  |   |                                   | 5人世帯                      | 49,800円    | 50,900円 |
|                                  |   |                                   | 6人以上1人を<br>増すごとに加算<br>する額 | 7,200円     | 7,400円  |
|                                  |   | 冬 季<br>(10月1日から<br>翌年3月31日<br>まで) | 1人世帯                      | 28,600円    | 29,200円 |
|                                  |   |                                   | 2人世帯                      | 36,900円    | 37,700円 |
|                                  |   |                                   | 3人世帯                      | 51,600円    | 52,700円 |
|                                  |   |                                   | 4人世帯                      | 60,500円    | 61,800円 |
|                                  | 5人世帯  |                                   | 75,800円                   | 77,500円    |         |
|                                  | 住家の半壊、半<br>焼又は床上浸水<br>により被害を受<br>けた世帯に対し<br>て行う場合 | 夏 季<br>(4月1日から<br>9月30日まで)        | 1人世帯                      | 5,600円     | 5,800円  |
|                                  |   |                                   | 2人世帯                      | 7,500円     | 7,700円  |
|                                  |   |                                   | 3人世帯                      | 11,300円    | 11,600円 |
|                                  |   |                                   | 4人世帯                      | 13,700円    | 14,000円 |
|                                  |   |                                   | 5人世帯                      | 17,500円    | 18,000円 |
|                                  |   | 冬 季<br>(10月1日から<br>翌年3月31日<br>まで) | 1人世帯                      | 9,000円     | 9,200円  |
|                                  |   |                                   | 2人世帯                      | 11,900円    | 12,200円 |
|                                  |   |                                   | 3人世帯                      | 17,000円    | 17,400円 |
|                                  |   |                                   | 4人世帯                      | 20,100円    | 20,600円 |
| 5人世帯                             |   |                                   | 25,300円                   | 25,900円    |         |
| 6人以上1人を<br>増すごとに加算<br>する額        | 3,300円  | 3,400円                            |                           |            |         |
|                                  |   |                                   |                           |            |         |
| 災害にかかった住宅の応急修理(1世帯当たり)           |   |                                   | 525,000円                  | 531,000円   |         |
| 死体の処置(1体当たり)                     |   |                                   | 3,200円                    | 3,300円     |         |
| 障害物の除去(1世帯当たり)                   |   |                                   | 138,500円                  | 141,100円   |         |

2 救助に従事する者に対する実費弁償の額を次のとおり引き下げることとした。(別表第2関係)

| 区 分       |              | 金 額     |         |
|-----------|--------------|---------|---------|
|           |              | 改 正 後   | 現 行     |
| 日 当       | 医師及び歯科医師     | 17,600円 | 17,900円 |
|           | 薬剤師          | 12,100円 | 12,300円 |
|           | 保健師、助産師及び看護師 | 11,600円 | 11,800円 |
|           | 土木技術者及び建築技術者 | 17,400円 | 17,800円 |
|           | 大工、左官及びとび職   | 20,900円 | 21,300円 |
| 時間外勤務手当単価 | 医師及び歯科医師     | 2,291円  | 2,330円  |
|           | 薬剤師          | 1,575円  | 1,601円  |
|           | 保健師、助産師及び看護師 | 1,510円  | 1,536円  |
|           | 土木技術者及び建築技術者 | 2,265円  | 2,317円  |
|           | 大工、左官及びとび職   | 2,720円  | 2,773円  |

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第64号**

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   |        |        | 改 正 前   |        |        |
|---|--------|--------|---|--------|--------|
| (附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)<br>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。 |        |        | (附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)<br>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。 |        |        |
| 附属機関  | 担任する事務 | 庶務担当機関 | 附属機関  | 担任する事務 | 庶務担当機関 |

|            |  |       |            |  |       |
|------------|--|-------|------------|--|-------|
| 略          |  |       | 略          |  |       |
| 鳥取県社会福祉審議会 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務 | 福祉保健課 | 鳥取県社会福祉審議会 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務 | 福祉保健課 |
| 略          |  |       | 略          |  |       |

（鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
|---|---|---------|---|--|--|--------|---|-------|---------|---|--|--|--------|
| 別表第1（第2条、第5条関係）   | 別表第1（第2条、第5条関係）   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）   | 1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。） |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公共的施設</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特定公共的施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br/>(1)~(9) 略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">すべてのもの</td> </tr> </table> | 公共的施設   | 特定公共的施設 | 略 |  | 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br>(1)~(9) 略 | すべてのもの | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公共的施設</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特定公共的施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br/>(1)~(9) 略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">すべてのもの</td> </tr> </table> | 公共的施設 | 特定公共的施設 | 略 |  | 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br>(1)~(9) 略 | すべてのもの |
| 公共的施設   | 特定公共的施設   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 略   |   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br>(1)~(9) 略  | すべてのもの  |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 公共的施設   | 特定公共的施設   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 略   |   |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |
| 7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの<br>(1)~(9) 略  | すべてのもの  |         |   |  |  |        |   |       |         |   |  |  |        |

|  |  |
|--|--|
| (10) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設<br>(11) 略<br>略 | (10) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第20条に規定する母子福祉施設<br>(11) 略<br>略 |
| 2 ~ 4 略  | 2 ~ 4 略  |

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第3条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和40年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第23条及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者の女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面(配偶者のない女子に現に扶養されている児童が<u>修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書</u>)、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>3 法第14条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第22条及び令第29条において準用する令第22条の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者の女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>3 法第11条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書</p> |

に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 令第6条第1項に規定する事業を行う母子福祉団体にあっては、申請に係る事業に使用されるものが主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面

(5) 申請に係る事業に係る事業計画書

(6) 略

(継続貸付けの申請等)

第5条 法第13条第3項の規定による貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(据置期間の延長の申請等)

第5条の2 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書(様式第7号の2)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(違約金の徴収の免除の申請等)

第5条の3 令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書(様式第7号の5)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(償還の免除の申請等)

第6条 法第15条第1項の規定による貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免除申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の償還免除申請書の提出を受けたときは、手続を経て法第15条第1項に規定する償還免除の決定を行うものとする。

3 略

(償還金の支払猶予の申請等)

第7条 令第19条第1項の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還金支払猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(貸付金の増額)

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資

に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 申請に係る事業に使用されるものが主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面

(5) 略

(継続貸付けの申請等)

第5条 法第10条第3項の規定による貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(据置期間の延長の申請等)

第5条の2 令第7条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書(様式第7号の2)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(違約金の徴収の免除の申請等)

第5条の3 令第16条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書(様式第7号の5)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(償還の免除の申請等)

第6条 法第12条の規定による貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免除申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の償還免除申請書の提出を受けたときは、手続を経て法第12条に規定する償還免除の決定を行なうものとする。

3 略

(償還金の支払猶予の申請等)

第7条 令第18条第1項の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還金支払猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(貸付金の増額)

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資

金（以下この章において「月額資金」という。）の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで及び第8号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2～4 略

第12条 月額資金の貸付けを受けている者は、その種類に応じ、それぞれ令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる事由が生じたときは、資格喪失届（様式第22号）を知事に提出しなければならない。ただし、これらの資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、この限りでない。

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面（寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

略

（準用規定）

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |          |                          |
|--------|----------|--------------------------|
| 第2条第3項 | 法第14条    | 法第32条第3項において準用する法第14条    |
|        | 略        |                          |
| 略      |          |                          |
| 第5条第1項 | 法第13条第3項 | 法第32条第1項において準用する法第13条第3項 |
|        | 略        |                          |

金（以下この章において「月額資金」という。）の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第6条第3号から第5号まで及び第7号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2～4 略

第12条 月額資金の貸付を受けている者は、その種類に応じ、それぞれ令第11条各項各号に掲げる事由が生じたときは、資格喪失届（様式第22号）を知事に提出しなければならない。ただし、これらの資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、この限りでない。

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 法第19条の2第1項において準用する法第10条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

略

（準用規定）

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |          |                            |
|--------|----------|----------------------------|
| 第2条第3項 | 法第11条    | 法第19条の2第3項において準用する法第11条    |
|        | 略        |                            |
| 略      |          |                            |
| 第5条第1項 | 法第10条第3項 | 法第19条の2第1項において準用する法第10条第3項 |
|        | 略        |                            |

|              |                         |  |              |                     |   |
|--------------|-------------------------|--|--------------|---------------------|---|
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第5条の2<br>第1項 | 令第8条第5項                 | 令第37条第2項において準用する令第8条第5項                              | 第5条の2<br>第1項 | 令第7条第5項             | 令第28条第2項において準用する令第7条第5項                 |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第5条の3<br>第1項 | 令第17条ただし書               | 令第38条において準用する令第17条ただし書                               | 第5条の3<br>第1項 | 令第16条ただし書           | 令第29条において準用する令第16条ただし書                  |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第6条第1項及び第2項  | 法第15条第1項                | 法第32条第4項において準用する法第15条第1項                             | 第6条第1項及び第2項  | 法第12条               | 法第19条の2第4項において準用する法第12条                 |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第7条第1項       | 令第19条第1項                | 令第38条において準用する令第19条第1項                                | 第7条第1項       | 令第18条第1項            | 令第29条において準用する令第18条第1項                   |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第8条第1項       | 令第7条第3号から第5号まで及び第8号     | 令第36条第3号から第5号まで及び第8号                                 | 第8条第1項       | 令第6条第3号から第5号まで及び第7号 | 令第27条第3号から第5号まで及び第8号                    |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |
| 第12条         | 令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号 | 令第38条において準用する令第12条第1項各号、第2項各号（同項第2号及び第3号を除く。）又は第3項各号 | 第12条         | 令第11条各項各号           | 令第29条において準用する令第11条各項各号（第2項第2号及び第3号を除く。） |
| 略            |                         |  | 略            |                     |   |

(鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則の一部改正)

第4条 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則(昭和57年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>1 略<br>2 昭和57年4月1日前に第2条の規定による廃止前の鳥取県母子寡婦福祉資金貸付規則により貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は母子及び | 附 則<br>1 略<br>2 昭和57年4月1日前に第2条の規定による廃止前の鳥取県母子寡婦福祉資金貸付規則により貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は母子及び |



寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第32条第1項において準用する同法第13条第1項及び第3項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は同法第32条第3項において準用する同法第14条の規定により貸し付けられた資金と、40歳以上の配偶者のない女子であって民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に貸し付けられた資金は母子及び寡婦福祉法附則第6条第1項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第19条の2第1項において準用する同法第10条第1項及び第3項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は同法第19条の2第3項において準用する同法第11条の規定により貸し付けられた資金と、40歳以上の配偶者のない女子であって民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に貸し付けられた資金は母子及び寡婦福祉法附則第6条第1項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

（鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第5条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（母子家庭等日常生活支援事業等の開始の届出）</p> <p>第2条 法第20条及び第33条第3項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>（母子家庭等日常生活支援事業等の廃止等の届出）</p> <p>第3条 法第21条（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>（母子家庭等日常生活支援事業等の届出事項の変更の届出）</p> <p>第4条 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業<br/>開始届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>母子及び寡婦福祉法第20条（第33条第3項）の規定により母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号<br/>所在地<br/>名 称</p> | <p>（母子家庭居宅介護等事業等の開始の届出）</p> <p>第2条 法第15条及び第19条の3第3項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>（母子家庭居宅介護等事業等の廃止等の届出）</p> <p>第3条 法第15条の2（法第19条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してなければならない。</p> <p>（母子家庭居宅介護等事業等の届出事項の変更の届出）</p> <p>第4条 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">母子家庭（寡婦）居宅介護等事業開始<br/>届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>母子及び寡婦福祉法第15条（第19条の3第3項）の規定により母子（寡婦）居宅介護等事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号<br/>所在地<br/>名 称</p> |

フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

略

注 略  
添付書類  
1 及び 2 略  
3 収支予算書及び事業計画書

様式第2号(第3条関係)

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業  
廃止(休止)届出書

職 氏 名 様

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を廃止(休止)したいので、母子及び寡婦福祉法第21条(第33条第4項において準用する同法第21条)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所 在 地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

略

注 略

様式第3号(第4条関係)

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業  
開始届出事項変更届出書

職 氏 名 様

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条(第9条第2項において準用する同令第4条)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所 在 地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

略

注 略  
添付書類  
1 及び 2 略

様式第2号(第3条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業廃止  
(休止)届出書

職 氏 名 様

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業を廃止(休止)したいので、母子及び寡婦福祉法第15条の2(第19条の3第4項において準用する同法第15条の2)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所 在 地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

略

注 略

様式第3号(第4条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業開始  
届出事項変更届出書

職 氏 名 様

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条(第9条第2項において準用する同令第4条)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所 在 地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊤  
電話番号

|        |
|--------|
| 略      |
| 注 略    |
| 添付資料 略 |

|        |
|--------|
| 略      |
| 注 略    |
| 添付資料 略 |

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則(平成14年鳥取県規則第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後  |  |  | 改 正 前  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 改正後の鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則第2条第1項、同条第2項(表を除く。)<br/>第3条、第4条、第5条の2から第10条まで、第12条、第13条、様式第1号から様式第4号まで、様式第7号の2から様式第19号まで並びに様式第22号から様式第24号までの規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項の規定による特例児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> |  |  | <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 改正後の鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則第2条第1項、同条第2項(表を除く。)<br/>第3条、第4条、第5条の2から第10条まで、第12条、第13条、様式第1号から様式第4号まで、様式第7号の2から様式第19号まで並びに様式第22号から様式第24号までの規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項の規定による特例児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> |  |  |
| <p>第2条第1項</p>  | <p>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)<br/>第13条第1項</p> | <p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)<br/>附則第4条第1項</p> | <p>第2条第1項</p>  | <p>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)<br/>第10条第1項</p> | <p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)<br/>附則第4条第1項</p> |
| 略  |  |  | 略  |  |  |
| <p>第5条の2第1項</p>  | <p>令第8条第5項</p>                                       | <p>改正令附則第4条第5項</p>   | <p>第5条の2第1項</p>  | <p>令第7条第5項</p>                                       | <p>改正令附則第4条第5項</p>   |
| <p>第5条の3第1項</p>  | <p>令第17条ただし書</p>                                     | <p>改正令附則第4条第10項において準用する令第17条ただし書</p>   | <p>第5条の3第1項</p>  | <p>令第16条ただし書</p>                                     | <p>改正令附則第4条第10項において準用する令第16条ただし書</p>   |
| <p>第6条第1項</p>  | <p>第15条第1項</p>                                       | <p>第15条第1項又は同条第2項及び貸付金の返還に係る債務の免除に關す</p>   |  |  |  |

|        |                              |   |
|--------|------------------------------|---|
|        |                              | る条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「債務免除条例」という。)  |
|        | 提出しなければならない。                 | 提出しなければならない。この場合において、法第15条第2項及び債務免除条例の規定による債務の免除を受けようとする場合にあっては、貸付金を償還すべき日(以下「償還日」という。)の属する年の前年(償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年)の所得を証する書面を添付しなければならない。 |
| 第6条第2項 | 第15条第1項に規定する                 | 第15条第1項又は同条第2項及び債務免除条例の規定による  |
| 第7条第1項 | 令第19条第1項                     | 改正令附則第4条第8項   |
| 第8条第1項 | 略<br>令第7条第3号から第5号まで及び第8号     | 改正令附則第4条第2項   |
| 略      |                              |   |
| 第12条   | 略<br>令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号 | 改正令附則第4条第6項各号   |
| 略      |                              |   |

|        |                          |               |
|--------|--------------------------|---------------|
|        |                          |               |
|        |                          |               |
| 第7条第1項 | 令第18条第1項                 | 改正令附則第4条第8項   |
| 第8条第1項 | 略<br>令第6条第3号から第5号まで及び第7号 | 改正令附則第4条第2項   |
| 略      |                          |               |
| 第12条   | 略<br>令第11条各項各号           | 改正令附則第4条第6項各号 |
| 略      |                          |               |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第65号**

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>別表第1（第5条関係）<br/>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与<br/>（1）避難所<br/>ア～ウ 略<br/>エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。<br/>（ア）基本額<br/>    <u>避難所設置費 100人1日当たり 30,000円</u><br/>（イ）略<br/>オ 略<br/>（2）応急仮設住宅<br/>ア及びイ 略<br/>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,468,000円以内とする。<br/>エ～キ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給<br/>（1）炊き出しその他による食品の給与<br/>ア及びイ 略<br/>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,010円</u>以内とする。<br/>エ 略<br/>（2）略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> | <p>別表第1（第5条関係）<br/>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与<br/>（1）避難所<br/>ア～ウ 略<br/>エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。<br/>（ア）基本額<br/>    <u>避難所設置費 100人1日当たり 31,000円</u><br/>（イ）略<br/>オ 略<br/>（2）応急仮設住宅<br/>ア及びイ 略<br/>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,498,000円以内とする。<br/>エ～キ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給<br/>（1）炊き出しその他による食品の給与<br/>ア及びイ 略<br/>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,020円</u>以内とする。<br/>エ 略<br/>（2）略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> |

(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

| 季 別                                  | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上<br>1人を増<br>すごとに<br>加算する<br>額 |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------------|
| 夏季<br>(4月1日<br>から<br>9月30日<br>まで)    | 17,300円 | 22,200円 | 32,800円 | 39,200円 | 49,800円 | 7,200円                            |
| 冬季<br>(10月1日<br>から<br>翌年3月<br>31日まで) | 28,600円 | 36,900円 | 51,600円 | 60,500円 | 75,800円 | 10,400円                           |

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季 別                                  | 1人世帯   | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上<br>1人を増<br>すごとに<br>加算する<br>額 |
|--------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------------|
| 夏季<br>(4月1日<br>から<br>9月30日<br>まで)    | 5,600円 | 7,500円  | 11,300円 | 13,700円 | 17,500円 | 2,400円                            |
| 冬季<br>(10月1日<br>から<br>翌年3月<br>31日まで) | 9,000円 | 11,900円 | 17,000円 | 20,100円 | 25,300円 | 3,300円                            |

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯あたり525,000円以内とする。

(3) 略

7~10 略

11 死体の処理

(1)~(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,200円

イ及びウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

| 季 別                                  | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上<br>1人を増<br>すごとに<br>加算する<br>額 |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------------|
| 夏季<br>(4月1日<br>から<br>9月30日<br>まで)    | 17,700円 | 22,700円 | 33,500円 | 40,100円 | 50,900円 | 7,400円                            |
| 冬季<br>(10月1日<br>から<br>翌年3月<br>31日まで) | 29,200円 | 37,700円 | 52,700円 | 61,800円 | 77,500円 | 10,600円                           |

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季 別                                  | 1人世帯   | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上<br>1人を増<br>すごとに<br>加算する<br>額 |
|--------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------------|
| 夏季<br>(4月1日<br>から<br>9月30日<br>まで)    | 5,800円 | 7,700円  | 11,600円 | 14,000円 | 18,000円 | 2,400円                            |
| 冬季<br>(10月1日<br>から<br>翌年3月<br>31日まで) | 9,200円 | 12,200円 | 17,400円 | 20,600円 | 25,900円 | 3,400円                            |

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯あたり531,000円以内とする。

(3) 略

7~10 略

11 死体の処理

(1)~(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円

イ及びウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり138,500円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日 当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,600円
- イ 薬剤師 1人1日当たり 12,100円
- ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,600円
- エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,400円
- オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,900円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125(救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,291円
- イ 薬剤師 1時間につき 1,575円
- ウ 保健師、助産師及び看護師 1時間につき 1,510円
- エ 土木技術者及び建築技術者 1時間につき 2,265円
- オ 大工、左官及びとび職 1時間につき 2,720円

(3) 略

2 略

様式第10号

実費弁償請求書

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 公用令書交付<br>番 号   | 第 号   |
| 公用令書交付<br>年 月 日 | 年 月 日 |

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり141,100円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日 当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,900円
- イ 薬剤師 1人1日当たり 12,300円
- ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,800円
- エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,800円
- オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 21,300円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125(救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,330円
- イ 薬剤師 1時間につき 1,601円
- ウ 保健師、助産師及び看護師 1時間につき 1,536円
- エ 土木技術者及び建築技術者 1時間につき 2,317円
- オ 大工、左官及びとび職 1時間につき 2,773円

(3) 略

2 略

様式第10号

実費弁償請求書

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 公用令書交付<br>番 号   | 第 号   |
| 公用令書交付<br>年 月 日 | 年 月 日 |

災害救助法施行細則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

( 経 由 )

記

1 実費弁償請求の事実

2 実費弁償請求額 円

3 従事した業務

4 従事した期間

5 従事した場所

6 その他

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運輸局長(海運監理部長を含む。)が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長(海運監理部長を含む。)を經由して知事に提出すること。

様式第12号

災害救助による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助金支給申請書

下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

㊤

( 経 由 )

略

備考

1 略

2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長(海運監理部長を含む。)が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長(海運監理部長を含む。)を經由して知事に提出すること。

災害救助法施行細則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

( 経 由 )

記

1 実費弁償請求の事実

2 実費弁償請求額 円

3 従事した業務

4 従事した期間

5 従事した場所

6 その他

備考 災害救助法第24条第2項の規定により陸運局長又は海運局長が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該陸運局長又は海運局長を經由して知事に提出すること。

様式第12号

災害救助による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助金支給申請書

下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

㊤

( 経 由 )

略

備考

1 略

2 法第24条第2項の規定により陸運局長又は海運局長が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該陸運局長又は海運局長を經由して知事に提出すること。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第66号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。  
様式第 3号聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害の状況及び所見欄を次のように改める。

聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害の状況及び所見

認定を受けようとする障害

聴 覚 障 害  
音声・言語機能障害

平 衡 機 能 障 害  
そしゃく機能障害

1 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

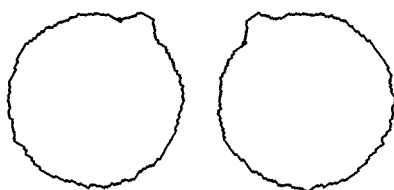
|   |    |
|---|----|
| 右 | dB |
| 左 | dB |

(2) 障害の種類

|           |
|-----------|
| 伝 音 声 難 聴 |
| 感 音 声 難 聴 |
| 混 合 性 難 聴 |

(3) 鼓膜の状況

(右) (左)



(鼓膜に異常がある箇所を図示すること。)

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかに記載すること。）

ア 純音による検査

オーディオメータの型式 ( )  
500 1000 2000 Hz

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
|     |  |  |  |
| 0   |  |  |  |
| 10  |  |  |  |
| 20  |  |  |  |
| 30  |  |  |  |
| 40  |  |  |  |
| 50  |  |  |  |
| 60  |  |  |  |
| 70  |  |  |  |
| 80  |  |  |  |
| 90  |  |  |  |
| 100 |  |  |  |

dB

イ 語音による検査

語音明瞭度

|   |   |
|---|---|
| 右 | % |
| 左 | % |

2 平衡機能障害の状況及び所見

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

4 そしゃく機能障害の状況及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

ア そしゃく・嚥下機能の障害

(ア) 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容又は摂取方法に著しい制限がある。

その他

(イ) 参考となる検査所見

a 各器官の一般的検査

参考 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎<sup>がく</sup>：運動能力の程度、不随意運動の有無及び反射異常又は病的反射の有無
- ・ 舌：形状、運動能力の程度及び反射異常の有無
- ・ 軟口蓋<sup>がい</sup>：挙上運動の状況及び反射異常の有無
- ・ 声帯：内外転運動の状況及び梨状窩<sup>りじょうか</sup>の唾液貯溜の状態

所見(上記の枠内の参考の観察点から、異常の部位、内容、程度等について詳細に記載すること。)

b 嚥下<sup>えん</sup>状況の観察と検査

参考1 各器官の観察点

- ・ 口腔<sup>くわう</sup>内保持の状況
- ・ 口腔<sup>くわう</sup>から咽頭<sup>いん</sup>への送込みの状況
- ・ 喉頭<sup>こう</sup>挙上及び喉頭<sup>いん</sup>内腔<sup>くわう</sup>の閉鎖の状況
- ・ 食道入口部の開大及び流動物(bolus)の送込みの状況

参考2 摂取できる食物の内容及び誤嚥<sup>えん</sup>に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物又は流動物)
- ・ 誤嚥<sup>えん</sup>の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回程度又はほとんど無し)

(a) 観察・検査の方法

エックス線検査( )

内視鏡検査( )

その他( )

(b) 所見(上記の枠内の参考1及び参考2の観察点から、嚥下<sup>えん</sup>の状況について詳細に記載すること。)

イ 咬合<sup>こう</sup>異常によるそしゃく機能の障害

(ア) 障害の程度

著しい咬合<sup>こう</sup>障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

その他

(イ) 参考となる検査所見(咬合<sup>こう</sup>異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

a 咬合<sup>こう</sup>異常の程度(そしゃく運動時又は安静時<sup>こう</sup>の咬合の状況を観察する。)

b そしゃく機能(口唇・口蓋<sup>がい</sup>裂では、上下顎<sup>がく</sup>の咬合<sup>こう</sup>関係、形態異常等を観察する。)

(2) その他(今後の見込み等)

(3) 障害程度の等級

ア 「そしゃく機能の喪失」(3級)(経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下<sup>えん</sup>機能の障害)

(原因)

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺又は血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの  
 外傷、腫瘍切除等によるあご（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、ほお、そしゃく筋等）、咽頭又は喉頭の欠損等によるもの

イ 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）（著しいそしゃく・嚥下機能の異常又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害）

（原因）

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害（仮性球麻痺又は血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの  
 外傷、腫瘍切除等によるあご（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、ほお、そしゃく筋等）、咽頭又は喉頭の欠損等によるもの

口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

（注）

- 1 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害の認定を行うものとするが、等級についてはそのうち最重度の等級をもって決定することとし、各々の障害の合計指数をもって等級を決定しないこと。
- 2 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等がどちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。
- 3 聴力障害の認定に当たっては、日本工業規格によるオージオメータで測定すること。この場合において、500ヘルツ、1000ヘルツ及び2000ヘルツの周波数において測定したデシベル値をそれぞれa、b及びc（a、b又はcのうちいずれかにおいて100デシベルの音が聴取できない場合は、当該デシベル値を105デシベルとする。）として、 $\frac{a + 2b + c}{4}$ の算式により聴力レベルを算定すること。
- 4 該当する項目の にレ印を記入し、括弧内に必要事項を記載すること。

様式第3号ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見欄を次のように改める。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

1 ぼうこう機能障害の状況及び所見

尿路変向（更）のストマを造設しているもの

（1）種類及び術式

ア 種類

腎瘻

尿管瘻

回腸（結腸）導管

その他（ ）

イ 術式（ ）

ウ 手術日（ 年 月 日）

（2）長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状況の有無について

有

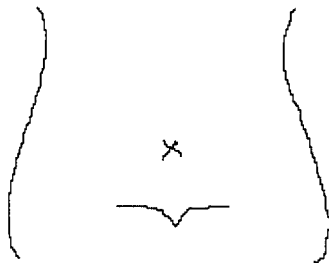
（理由）

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがあるため（部位及び大きさを図示すること。）

ストマに変形があるため。

ストマの造設箇所が不適切であるため。

無



（ストマ及びびらんの部位等を図示すること。）

高度の排尿機能障害のあるもの

（1）原因

先天性疾患に起因する神経障害によるもの  
(疾患名 )

直腸の手術に起因する神経障害によるもの  
術式( )

手術日( 年 月 日)

自然排尿型代用ぼうこう

術式( )

手術日( 年 月 日)

2 直腸機能障害の状況及び所見

腸管のストマを増設しているもの

(1) 種類及び術式

ア 種類

空腸ストマ又は回腸ストマ

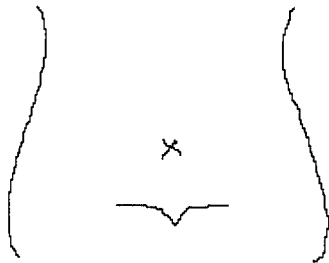
上行結腸ストマ又は横行結腸ストマ

下行結腸ストマ又はS状結腸ストマ

その他( )

イ 術式( )

ウ 手術日( 年 月 日)



(ストマ及びびらんの部位等を図示すること。)

治癒困難な腸瘻のあるもの

(1) 原因

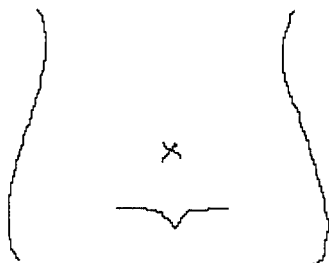
放射線障害によるもの

(疾患名 )

その他

(疾患名 )

(2) 瘻孔の数( 個)



(腸瘻及びびらんの部位を図示すること。)

高度の排便機能障害のあるもの

(1) 原因

先天性疾患に起因する神経障害によるもの

(疾患名 )

(2) 排尿機能障害の状況・対応

カテーテルを常時留置している。

自己導尿を常時実施している。

完全尿失禁である。

その他

( )

(2) 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状況の有無について

有

(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがあるため(部位、大きさについて図示すること。)

ストマが変形しているため。

ストマの造設箇所が不適切であるため。

無

(3) 腸瘻からの腸内容物の漏れの状況

大部分が漏れている。

一部分が漏れている。

(4) 腸瘻における腸の内容物の排せつ処理の状況

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位及び大きさを図示すること。)

その他

( )

(2) 排便機能障害の状況

完全便失禁である。

先天性鎖肛に対する肛門形成術によるもの  
手術日( 年 月 日)  
小腸肛門吻合術によるもの  
手術日( 年 月 日)

軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。  
週に2回以上の定期的な摘便が必要である。  
その他

( )

### 3 障害程度の等級

#### (1) 1級に該当する障害

腸管のストマ及び尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマ及び治癒困難な腸瘻を持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

#### (2) 3級に該当する障害

腸管のストマ及び尿路変向(更)のストマを持つもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向(更)のストマ及び治癒困難な腸瘻を持つもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

#### (3) 4級に該当する障害

腸管のストマ又は尿路変向(更)のストマを持つもの

治癒困難な腸瘻があるもの

高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

#### (注)

- 1 ぼうこう機能障害及び直腸機能障害のうち該当する障害について記入し、これらの障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記入すること。
- 2 該当する項目の にレ印を記入し、括弧内に必要事項を記載すること。
- 3 障害の認定の対象となるストマは、排尿又は排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限ること。

様式第13号中「又は短期入所事業」を「、短期入所又は介助犬訓練若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第67号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和26年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (講習会の開催)<br>第6条 法第16条第2項に規定する県が行う講習会に関しては、別に定める。 | (講習会の開催)<br>第6条 法第16条第2項第2号に規定する知事が行う講習会に関しては、別に定める。 |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。